

2017年8月23日

【国内初】ロボット認証機関との業務提携覚書の締結 ～『ロボット認証保険制度』の提供開始～

損害保険ジャパン日本興亜株式会社(社長:西澤 敬二、以下「損保ジャパン日本興亜」)は、ロボットの認証機関である一般財団法人日本品質保証機構(理事長:小林 憲明、以下「JQA」)および一般財団法人電気安全環境研究所(理事長:薦田 康久、以下「JET」)と業務提携覚書を8月に締結します。

これに伴い、損保ジャパン日本興亜は、JQA および JET の認証を取得したロボットのメーカー向けにロボット認証保険制度の提供を開始します。

1. 背景・経緯

- ・生産年齢人口の減少による人手不足という社会課題を解決するため、国内におけるロボットの利活用が求められているなか、ロボット市場は今後一層の拡大が見込まれています。
- ・一方、日常の生活領域においてもロボットの利活用が進むにつれて、万が一の事故防止やユーザーの不安解消に向けた生活支援ロボットの安全性・信頼性の確保が課題となっています。
- ・そこで、損保ジャパン日本興亜は、ロボット認証機関である JQA および JET と業務提携覚書を締結し、両機関が認証する安全性の要求事項を満たしたロボットのメーカー向けに保険料の割引を適用したロボット認証保険制度の提供を開始します。

2. 業務提携覚書の目的

ロボット認証の普及を通じ、ロボットの安全性・信頼性の向上に資することを目的とします。

3. 業務提携覚書の内容

- (1)ロボット認証保険制度のご提供
- (2)ロボット認証の普及・拡大に向けた連携 など

4. 『ロボット認証保険制度』の特長

- (1)ロボットを購入したユーザーに対して補償を提供
認証を取得したロボットのメーカーが保険契約者となることで、ロボットを購入したユーザーは個々に保険加入の手続きを行うことなく補償の対象となります。
- (2)ロボットに関わるリスクを包括的に補償
ロボットの所有・使用・管理に伴う第三者に対する賠償責任の補償やロボット自体の損壊への補償を組み合わせることで、ロボットに関わるリスクを包括的に補償することができます。
- (3)賠償責任補償部分の保険料を最大 60%割引
認証を取得したロボットのメーカーに対して、賠償責任補償部分について最大 60%の保険料割引を適用します。
- (4)他人にケガを負わせた場合の医療費用を補償
購入したロボットが、万が一、他人にケガを負わせた場合の医療費用などを補償します。
- (5)さまざまな補償をカスタマイズすることが可能
ロボットの種類に応じて、サイバー攻撃等が発生した場合の補償やリコールにかかる費用の補償などをセットすることも可能です。

5. 今後について

損保ジャパン日本興亜は、今後も安全性・信頼性の確保に向けたロボット認証の普及促進に寄与することで、安心・安全なロボットの発展・利活用に貢献していきます。

以上

【参考】ロボット認証保険制度のイメージ

